

議案第 78 号

山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等
の一部改正について

山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を
改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行に伴い、地方税法の特例基準割合に関する用語等の見直しが行われることにより、本町の条例における延滞金の特例規定に関する用語等の見直しを行うため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例)

第1条 山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成17年山都町条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第3条」を「第4条」に改め、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「同条」を「これら」に、「特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ)に、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

(山都町介護保険条例)

第2条 山都町介護保険条例(平成17年山都町条例第101号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特例措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「この条」を「この項」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（山都町営住宅条例）

第3条 山都町営住宅条例（平成17年山都町条例第135号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（山都町後期高齢者医療に関する条例）

第4条 山都町後期高齢者医療に関する条例（平成20年山都町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成17年条例第54号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、<u>第3条</u>に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>当該特例基準割合</u>(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。_____)とする。</p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、<u>第4条</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、<u>これらの</u>規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ_____。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>年14.6パーセントの割合</u>にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> |

山都町介護保険条例(平成17年条例第101号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告</p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> | <p>第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> |
|---|---|

山都町営住宅条例(平成17年条例第135号)新旧対照表

| 現行 | 改正後 (案) |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>4 当分の間、第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算し</p> | <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>4 当分の間、第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算し</p> |

た割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

た割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

山都町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第3号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> |